

## ◎航空法の一部を改正する法律

(平成二十七年九月二日法律第六七号)

### 一、提案理由(平成二十七年八月四日・衆議院国土交通委員会)

○太田国務大臣 ただいま議題となりました航空法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

無人航空機は、昨今急速に普及し、撮影、農薬散布、インフラ点検等の分野で利用が広がっています。その一方で、人が密集している場所へ落下する事案が発生するなど、その安全性に對する懸念が生じているところ です。

このため、無人航空機の飛行を禁止する空域及び飛行の方法等の基本的なルールを定めることにより、無人航空機の安全な飛行を確保し、航空機の運航や地上の人等への影響を防止することが必要です。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空

機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作または自動操縦により飛行させることができるものを無人航空機と定義してあります。

第二に、空港周辺等の空域や人家が密集している地域の上空においては、国土交通大臣の許可を受けなければ、無人航空機を飛行させてはならないこととしてあります。

第三に、無人航空機を飛行させる際は、国土交通大臣の承認を受けた場合を除いて、日中において、目視できる範囲で、人や物件との距離を保つて飛行させなければならないこと等としてあります。

そのほか、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしてあります。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願いいたします。

### 二、衆議院国土交通委員長報告(平成二十七年八月二七日)

○今村雅弘君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、無人航空機の飛行による危害の発生を防止するため、無人航空機の飛行の禁止空域及び飛行の方法を定める等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、航空の用に供することができる飛行機等であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作または自動操縦により飛行させることができるものを無人航空機と定義すること、

第二に、空港周辺等の空域及び人家が密集している地域の上空においては、国土交通大臣の許可を受けなければ、無人航空機を飛行させてはならないこと、

第三に、無人航空機を飛行させる際は、国土交通大臣の承認を受けた場合を除き、日中において、目視できる範囲内で、人や物件との距離を保つなどして飛行させなければならないことなどであります。

本案は、去る八月三日日本委員会に付託され、四日太田国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、二十六日、質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。  
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十七年八月二十六日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 無人航空機による事故やトラブル等を防止するため、飛行のルールを遵守させることができるよう関係機関との連携を図るとともに、事故等を未然に防止する方策を検討し、航空機の安全運航と国民の安全・安心に資するべく努めること。

二 無人航空機は、インフラ点検や農薬散布等に広く利用されており、今後も災害対応や新たな事業創出など更なる普及が見込まれることから、無人航空機の飛行にあつての承認等においては、安全な飛行を大前提として柔軟に対応すること。

三 無人航空機は、産業への活用のみならず、趣味として飛ばすことを楽しみたい人の需要もあることから、飛行の禁止空域として定める人又は家屋の密集する地域の設定にあつては、十分考慮すること。

四 無人航空機の飛行のルールの遵守は、国民の理解を得ることが重要であり、児童等による使用も見込まれることから、解りやすく丁寧な説明を行うなど十分な周知に努めること。

三、参議院国土交通委員長報告(平成二十七年九月四日)

○広田一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における無人航空機をめぐる状況に鑑み、無人航空機の安全な飛行を確保し、航空機の運航や地上の人等への影響を防止するため、無人航空機の飛行の禁止空域及び飛行の方法などの基本的なルールを定める等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、ドローンなど無人航空機の事故等の状況や規制の在り方、飛行の承認等に際しての多様なニーズを踏まえた柔軟な運用、無人航空機の更なる利活用に向けた検討等について質疑がなされましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対しまして附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十七年九月三日)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 無人航空機による事故やトラブル等を防止するため、飛行のルールを遵守させることができるよう関係機関との連携を図るとともに、事故等を未然に防止する方策を検討し、航空機の安全運航と国民の安全・安心に資するべく努めること。

また、事故情報の分析等を行うことが事故等の再発防止に資すると考えられることから、事故等の情報の適切な把握に努めること。

二 無人航空機は、インフラ点検や農薬散布等に広く利用されており、今後も災害対応や人口減少時代における新たな産業・サービスの創出など更なる普及が見込まれることから、無人航空機の飛行に当たつての承認等においては、安全な飛行を確保することを前提として柔軟に対応すること。

三 事業者を始めとする無人航空機に対する多様な需要に適切に対応するため、無人航空機の飛行に係る承認等の申請・審査については、その手続の簡素化、迅速化に努めること。

四 無人航空機の飛行の禁止空域として定める、人又は家屋の密集する地域の設定に当たっては、無人航空機に関し産業への活用のみならず、愛好者や教育・研究機関、報道機関による需要もあることから、地域の実情や様々な飛行のニーズが

あることを十分考慮すること。

五 無人航空機の飛行のルールの遵守は、国民の理解を得ることが重要であり、児童等による使用も見込まれることから、解りやすく丁寧な説明を行うなど十分な周知に努めること。  
右決議する。